

令和5年11月27日

お知らせ

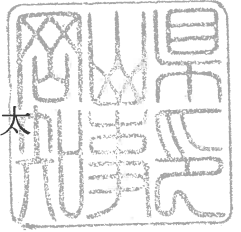
課名	県民生活交通課
担当	岩本・原
内線	2724・2725
直通	086-226-7291

JR芸備線の再構築協議会設置に関する意見聴取への回答について

芸備線（備中神代駅－備後庄原駅間）の再構築協議会設置に関し、国から、文書による意見聴取が行われているところですが、本日、別添のとおり回答を行ったので、お知らせいたします。

国土交通省中国運輸局長 殿

岡山県知事 伊原木 隆太



再構築協議会の組織に関する意見聴取について（回答）

令和5年10月13日付け、中国鉄計第90号により意見照会のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針二の三の協議会その他の協議会（以下「活性化協議会等」という。）において協議を行うか、再構築協議会での協議に参加するかの別について

要請のあった路線及び区間のうち、岡山県域にかかる区間については、活性化協議会等に該当する新見市地域公共交通会議において、協議を行うことを希望する。

ただし、再構築協議会が設置された場合は、再構築協議会での協議に参加することとする。

- 2 活性化協議会等で協議する場合はその理由

芸備線は、新見市地域公共交通計画において、市の公共交通体系の骨格を成す基幹交通として位置付けられている路線であり、その在り方は、市の公共交通政策の根幹に関わる。このため、芸備線の再構築について検討する際には、芸備線沿線地域だけでなく、市全体への影響についても考慮する必要があり、公共交通全体の維持・活性化について幅広く議論する場である新見市地域公共交通会議において、国の関与を受けながら協議を行うことが望ましいと考える。

なお、当該会議において協議を行う場合には、既に構成員となっている中国運輸局岡山運輸支局に加え、鉄道事業を所管し、かつ県域を越える広域的な視点を有する者として、中国運輸局（本局）にも参加をお願いしたい。

- 3 地域交通法第29条の3第5項第4号又は第6号の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由

現時点において、再構築協議会の構成員についての意見はない。

4 その他再構築協議会の組織等に関する意見

再構築協議会が設置された場合は、記1のとおり、本県も協議会に参加することとしたいので、本県及び新見市の意見が十分に反映される協議体制とするとともに、運営にあたっては、協議内容が市全体へ与える影響について配慮するようお願いしたい。

<本件問い合わせ先>

岡山県県民生活部県民生活交通課 交通政策班（担当：岩本、原）

住所 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 086-226-7291

E-mail masako_iwamoto@pref.okayama.lg.jp

hiroyoshi_hara@pref.okayama.lg.jp